

社会福祉法人グッド・サマリタン 行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年6月1日 ～ 令和11年5月31日までの 3年間
2. 内容

目標 1：育児休業取得率を女性で95%以上、男性で現在の40%から60%に上昇させる。

〈対策〉

- 令和8年10月～ 育児休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施により、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備する。
- 令和9年 4月～ 子を療育する職員や育児休業中の職員の業務を代替する職員に対する心身の健康への配慮を行う。
- 令和9年10月～ 管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行。

目標 2：職員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

〈対策〉

- 令和8年10月～ 全職員を対象として、残業時間削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和8年12月～ アンケート結果を分析し、結果を踏まえた課題、施策を会議の議題とする。
- 令和9年 4月～ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価を行う。
- 令和9年10月～ 部署内の業務状況の情報共有、上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う。

目標 3：正社員に占める女性の割合を55%に引き上げる。

〈対策〉

- 令和8年10月～ 短時間勤務制度等による柔軟な働き方の実現
- 令和9年 4月～ 現場における裁量範囲の拡大
- 令和9年 4月～ 事業所内保育施設を既存施設より大きな場所に移転し、園児の受け入れを促進することで未就学児の子どもを持つ女性が正社員として働きやすい雇用環境を整備する。